

平成28年第6回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年6月24日(金) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所3階 大会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 17名

1番 坂下 正幸	8番 田中 喜義	15番 森山 博
2番 石倉 稔	9番 新澤 晟	16番 新谷 義治
3番 谷内 吉夫	10番 岩坂 一明	17番 田上 正男
4番 山本 秀夫	11番 山崎 覺治	
5番 森谷 正美	12番 坂本 昭信	
6番 安 津久人	13番 東 克芳	
7番 向面 正一	14番 大宮 正	

(2) 欠席委員

なし

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第20号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について
- (4) 議案第21号 輪島農業振興地域整備計画の変更について

7 報告事項

- (1) 報告第14号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 報告第16号 非農地証明願の承認について
- (4) 報告第17号 農地の形状を変更することについて

8 議事

開会 10:00 閉会 11:03

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、17名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第6回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号17番 田上 正男 委員 及び 議席番号2番 石倉 稔 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第18号】の農地法第3条の規定による申請について説明がございますので、事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。ご説明します。議案書2ページをお開きください。今月は2件です。 申請番号1番です。土地の所在は、房田町〇〇の田793㎡、同じく〇〇の田875㎡、同じく〇〇の田864㎡で、譲受人は房田町の〇〇さんで譲受人の耕作面積は3,235㎡、耕作者数は2名です。4月に適格者証明を行った案件で落札したため申請されたものです。 申請番号2番です。土地の所在は、惣領町〇〇の畑191㎡、惣領町〇〇の畑79㎡、同じく〇〇の畑191㎡、同じく〇〇の畑198㎡で、譲受人

	<p>は大野町の〇〇さんで譲渡人は惣領町の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は12,924㎡、耕作者数は2名です。</p> <p>以上合計7筆3,191㎡で内訳は田が2,532㎡、畑が659㎡です。</p> <p>両件とも農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号1番坂下 正幸委員よりご意見願います。</p>
坂下委員	<p>はい、1番坂下です。現地の事前調査を行いましたので報告します。通知が来ましたので事前確認をしたところ偶然申請者がいましたので申請地に来ていただいて話を聞きました。今年は起こしていないし、苗も肥料も注文していない事から作付けは行わず、来年は必ず作付けし荒かす事はありませんとの事でした。今年はまだもう2～3回草刈りしそのままの状態でおくよう伝えました。来年作るのならお願いしますという事で譲受人の方と分かれました。来年からの作付けについて約束されました。また、周りへの影響ですが荒かす事はありませんので全体的に良くなると思っています。以上報告いたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に申請番号2番について地区担当委員議席番号10番岩坂 一明委員よりご意見をお願いします。</p>
岩坂委員	<p>はい、10番岩坂です。〇〇さんの田んぼは道路から見えるところで渡しても問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第18号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第18号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第19号】の農地法第5条の規定による申請について説明がございますので、事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい。ご説明します。議案書6ページをお開きください。今月は4件です。</p> <p>申請番号1番です。土地の所在は、中段町〇〇の田264㎡で、譲受人は輪島崎町の〇〇で譲渡人は中段町の〇〇さんです。転用の目的は自己住宅用建設用地です。また、用途地域が定められている区域(第一種住居地域)であることから第3種農地と考えており原則許可となっております。</p> <p>申請番号2番です。土地の所在は、門前町千代〇〇の田115㎡で、譲受人は門前町千代の〇〇で譲渡人は門前町黒島町の〇〇さんです。転用の目的は店舗用地です。なお、平成27年10月に審議された件であり、計画を進めて行くにあたり敷地の法面部分が今回申請の部分にかかるため申請されたものです。理由等につきましては以前と変わりませんので省略させていただきます。</p> <p>申請番号3番です。土地の所在は、大野町〇〇の田198㎡で、譲受人は大野町の〇〇さんで譲渡人は大野町の〇〇さんです。転用の目的は自己住宅用建設用地です。なお、申請地については「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地」であることから第2種農地と見え、また集落に接続して設置されるものとして妥当と考えております。</p> <p>申請番号4番です。土地の所在は、水守町〇〇の田83㎡で、譲受人は水守町の〇〇さんで譲渡人は水守町の〇〇さんです。転用の目的は自己住宅用建設用地です。また、用途地域が定められている区域(第一種住居地域)であることから第3種農地と考えており原則許可となっております。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番と4番について地区担当委員議席番号1番坂下正幸委員よりご意見をお願いいたします。</p>

坂下委員	<p>はい、1番坂下です。22日に森谷職務代理、岩坂委員、山崎委員、私と坂下行政書士と事務局の坂出さんで現地確認を行いました。小伊勢の橋から50mほど上がったところで、昔は田んぼが下がったところになって作りにくい場所です。現地は埋め立てて広くなっておりいい地面になっていました。申請地の横には大きい道路があり線引きもしてありました。今家を建てても周りに影響はありません。</p> <p>次に水守町の件ですが、こちら川横にある田で、現在は畑ですが整地してあるような感じで横は住宅が建っており、住宅が建ったとしても隣近所に影響はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。次に申請番号2番について地区担当委員議席番号2番石倉 稔委員よりご意見願います。</p>
石倉委員	<p>はい、2番石倉です。この件につきましては当初から3回ほど現地確認もしており所有権の関係で3回目となるかと思いますが、これまでの継続の中で店舗の敷地を造成する中で法面にかかったという事であってきた案件でいままでの継続の案件ですのでよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>次に申請番号3番について地区担当委員議席番号17番田上 正男委員よりご意見を願います。</p>
田上委員	<p>はい、17番田上です。一昨日現地調査という事で森谷さん、岩坂さん、山崎さん、私、事務局の坂出さんの5人で現地確認しました。地図を見るとわかるかと思いますが、市道嶽登山線の横にあります。周りには一つも農地はなく何ら影響を及ぼす恐れはないと思います。以上、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。これより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第19号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ご</p>

	<p>ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第19号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第20号】の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。 事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。ご説明いたします。議案書12ページをご覧ください。議案第20号の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてです。今月は22件です。1番から8番は農地利用集積円滑化団体経由で、9番から22番は直接契約したものです。</p> <p>1番です。土地の所在は、門前町是清〇〇の田1,000㎡の新規で契約期間は平成28年7月1日から平成38年6月30日までの10年間で門前町北川の〇〇さんからおおぞら農業業同組合経由の門前町二又川の〇〇さんへの30kg/10aの賃貸借権の設定です。</p> <p>2番です。土地の所在は、門前町南〇〇の田912㎡、門前町是清〇〇の田1,027㎡の新規で契約期間は平成28年7月1日から平成38年6月30日までの10年間で門前町南の〇〇さんからおおぞら農業業同組合経由の門前町二又川の〇〇さんへの30kg/10aの賃貸借権の設定です。</p> <p>3番です。土地の所在は、門前町北川〇〇の田982㎡、同じく〇〇の田982㎡の新規で契約期間は平成28年7月1日から平成33年6月30日までの5年間で門前町北川の〇〇さんからおおぞら農業業同組合経由の門前町二又川の〇〇さんへの30kg/10aの賃貸借権の設定です。</p> <p>4番です。土地の所在は、門前町南〇〇の田73㎡の新規で契約期間は平成28年7月1日から平成38年6月30日までの10年間で門前町南の〇〇さんからおおぞら農業業同組合経由の門前町二又川の〇〇さんへの30kg/10aの賃貸借権の設定です。</p> <p>5番です。土地の所在は、門前町是清〇〇の田1,191㎡、同じく〇〇の田984㎡の新規で契約期間は平成28年7月1日から平成38年6月30日までの10年間で門前町北川の〇〇さんからおおぞら農業業同組合経由の門前町二又川の〇〇さんへの30kg/10aの賃貸借権の設定です。</p>

6 番です。土地の所在は、門前町是清〇〇の田 1,018 m²、同じく〇〇の田 1,028 m²、同じく〇〇の田 763 m²、同じく〇〇の田 477 m²の新規で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 38 年 6 月 30 日までの 10 年間で門前町千代の〇〇さんからおおぞら農業業同組合経由の門前町二又川の〇〇さんへの 30kg/10 a の賃貸借権の設定です。

7 番です。土地の所在は、門前町是清〇〇の田 815 m²、同じく〇〇の田 978 m²、同じく〇〇の田 355 m²の新規で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間で門前町千代の〇〇さんからおおぞら農業業同組合経由の門前町二又川の〇〇さんへの 30kg/10 a の賃貸借権の設定です。

8 番です。土地の所在は、門前町馬場〇〇の田 1,322 m²、門前町上代〇〇の田 306 m²、門前町黒岩〇〇の田 967 m²、同じく〇〇の田 584 m²の新規で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 38 年 6 月 30 日までの 10 年間で門前町北川の〇〇さんからおおぞら農業業同組合経由の門前町二又川の〇〇さんへの 30kg/10 a の賃貸借権の設定です。

9 番です。土地の所在は、熊野町〇〇の田 36 m²、同じく〇〇の田 76 m²、同じく〇〇の田 142 m²、同じく〇〇の田 109 m²、同じく〇〇の田 42 m²、同じく〇〇の田 39 m²、同じく〇〇の田 3.30 m²、同じく〇〇の田 19 m²、同じく〇〇の田 244 m²、同じく〇〇の田 171 m²、同じく〇〇の田 9.91 m²、同じく〇〇の田 26 m²、同じく〇〇の田 214 m²、同じく〇〇の田 113 m²、同じく〇〇の田 406 m²、同じく〇〇の田 219 m²、同じく〇〇の田 125 m²、同じく〇〇の田 173 m²の更新で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間で熊野町の〇〇さんから熊野町の〇〇さんへの使用貸借権の設定です。

10 番です。土地の所在は、門前町鶉山〇〇の田 453 m²の新規で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間で門前町大滝の〇〇さんから門前町鶉山の〇〇への使用貸借権の設定です。

11 番です。土地の所在は、門前町中谷内〇〇の田 348 m²の新規で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間で門前町大滝の〇〇さんから門前町鶉山の〇〇への使用貸借権の設定です。

12 番です。土地の所在は、門前町中谷内〇〇の田 328 m²、同じく〇〇の田 401 m²の新規で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間で大阪府大阪市の〇〇さんから門前町鶉山の〇〇への使用貸借権の設定です。

1 3 番です。土地の所在は、門前町中谷内〇〇の田 64 m²、同じく〇〇の田 211 m²の新規で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間で門前町中谷内の〇〇さんから門前町鷺山の〇〇への使用貸借権の設定です。

1 4 番です。土地の所在は、門前町中谷内〇〇の田 934 m²、同じく〇〇の田 186 m²、同じく〇〇の田 1,047 m²、同じく〇〇の田 165 m²の新規で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間で門前町中谷内の〇〇さんから門前町鷺山の〇〇への使用貸借権の設定です。

1 5 番です。土地の所在は、門前町中谷内〇〇番の田 563 m²の新規で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間で広島県東広島市の〇〇さんから門前町鷺山の〇〇への使用貸借権の設定です。

1 6 番です。土地の所在は、門前町中谷内〇〇の田 380 m²の新規で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間で門前町中谷内の〇〇さんから門前町鷺山の〇〇への使用貸借権の設定です。

1 7 番です。土地の所在は、門前町中谷内〇〇の田 764 m²の新規で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間で門前町中谷内の〇〇さんから門前町鷺山の〇〇への使用貸借権の設定です。

1 8 番です。土地の所在は、門前町中谷内〇〇の田 618 m²の新規で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間で門前町中谷内の〇〇さんから門前町鷺山の〇〇への使用貸借権の設定です。

1 9 番です。土地の所在は、門前町中谷内〇〇の田 69 m²の新規で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間で門前町中谷内の〇〇さんから門前町鷺山の〇〇への使用貸借権の設定です。

2 0 番です。土地の所在は、門前町中谷内〇〇の田 213 m²の新規で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間で門前町大滝の〇〇さんから門前町鷺山の〇〇への使用貸借権の設定です。

2 1 番です。土地の所在は、門前町大滝〇〇の田 968 m²の新規で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間で小松市の〇〇さんから門前町鷺山の〇〇への使用貸借権の設定です。

2 2 番です。土地の所在は、門前町中谷内〇〇の田 99 m²の新規で契約期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間で門前町中谷内の〇〇さんから門前町鷺山の〇〇への使用貸借権の設定です。

	以上、41,506.21 m ² で内訳は田が41,506.21 m ² です。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(質疑・意見なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第20号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第20号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第21号】の輪島農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	はい。ご説明いたします。議案書18ページをご覧ください。計画変更の概要についてです。2(2)農用地からの除外として、土地の所在は西脇町〇〇の田238 m ² です。除外する理由としては駐車場用地です。19ページをご覧ください。転用事業計画等に係る説明資料です。なお、本件は4月の総会に農地法第4条の申請として提出されたものです。所在地は西脇町〇〇の田238 m ² で事業目的は駐車場用地、転用事業計画者は〇〇さんで、農畜分は2種農地です。21ページをご覧ください。計画変更要件整理書です。事業計画者は〇〇さんで今回営業用のトラック駐車場の建設を予定しています。現在運搬業を行っており県道七尾輪島線沿いに駐車場を借りていたが貸し主から退去を求められたため代わりの土地を探していた。自宅から近距離である必要があり西脇町内で探していた。七尾輪島線沿いで探していたが申請地のほかは段差があるなどしたためやむなく申請地とした。なお、申請地は集团的農用地の編縁部であり今後団地化に影響を及ぼすものではなく、集落営農組織・認定農業者もいないことから農用地利用集積計画に変更もなく、隣接する農地や排水路にも影響がなく、昭和54年度に基盤整備を完了していることから経過年数についても問題はないことから妥当と考えております。転用と

	<p>しては4月の総会で議決したところですが、農振農用地からの除外として意見を求めるものです。以上です。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第21号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第21号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第14号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書25ページをお開きください。報告第14号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は4件です。 1番です。土地の所在は小伊勢町〇〇の田849㎡です。相続人は福岡県大牟田市の〇〇さんで届出日は平成28年5月10日です。届出事由は相続です。 2番です。土地の所在は町野町北円山〇〇ほか14筆、8,754.8㎡です。内訳は田が12筆7,980.8㎡で畑が3筆774㎡です。相続人は町野町北円山の〇〇さんで届出日は平成28年5月26日です。届出事由は相続です。 3番です。土地の所在は門前町道下〇〇の畑125㎡ほか26筆7,101.52㎡です。内訳は田が17筆4,013.91㎡で畑が10筆3,087.61㎡です。相続人は門前町道下の〇〇さんで届出日は平成28年6月8日です。届出事由は相続です。 26ページをお開きください。4番です。土地の所在は堀町〇〇ほか5筆1,617㎡です。内訳は田が4筆1,161㎡で畑が2筆456㎡です。相続</p>

	<p>人は鳳至町の〇〇さんで届出日は平成 28 年 6 月 9 日です。届出事由は相続です。</p> <p>以上合計 53 筆 19,909.32 m²で内訳は田が 14,853.71 m²、畑が 5,055.61 m²です。以上となります。</p>
議 長	はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質問なし)
議 長	<p>それでは【報告第 14 号】を終わります。</p> <p>次に【報告第 15 号】の農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 28 ページをお開きください。報告第 15 号農地法施行規則該当転用届についてです。今月は 3 件です。</p> <p>1 番です。土地の所在は門前町久川〇〇の田 473 m²のうち 9 m²です。申請人は愛知県名古屋市の〇〇で利用状況は携帯電話基地局です。</p> <p>2 番です。土地の所在は別所谷町〇〇の畑 73 m²のうち 9 m²です。申請人は愛知県名古屋市の〇〇で利用状況は携帯電話基地局です。</p> <p>3 番です。土地の所在は別所谷町〇〇の田 82 m²のうち 9 m²です。申請人は愛知県名古屋市の〇〇で利用状況は携帯電話基地局です。</p> <p>合計 3 筆 27 m²で内訳は田が 18 m²、畑が 9 m²となります。以上です。</p>
議 長	事務局より説明いただきましたが、農業委員会等に関する法律第 24 条第 1 項の「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とする規定により、石倉委員には一旦、退席をお願いいたします。
石倉委員	(会議室から退室)
議 長	それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 13 番東 克芳委員よりご意見をお願いいたします。
東 委 員	はい、13 番東です。地区担当委員ではありませんが代わりに現地を確

	<p>認してきました。地目は田となっていますがビニールハウスが建っております。その片隅に〇〇の基地局が建つという事です。隣地はバス停になっておりましてここに建っても何ら影響はないと確認してきました。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に申請番号 2 番と 3 番について地区担当委員議席番号 1 番坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>はい、1 番坂下です。2 番については昔から別所谷の集落の入り口で前の納屋の横にありました。これまで年に 2~3 回草刈り管理をしてきましたがこれが出来るなら作って楽にさせてくれと所有者が話しておりましたので出来ても周りに影響はありません。</p> <p>次に 3 番ですが、昔から大久保と呼ばれる地域で、場所的には田と書いてありますが田を作らなくなって 4~5 年経っているようでした。周りは作付けしていない農地があるため、こちらについても周りへの影響はないと考えております。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>それでは【報告第 1 5 号】を終わります。報告第 15 号が終わりましたので退席していただいていた石倉委員には入室してもらいます。</p>
石倉委員	<p>(会議室へ入室)</p>
議 長	<p>次に【報告第 1 6 号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 33 ページをお開きください。報告第 16 号非農地証明願承認についてです。今月は 1 件です。</p> <p>1 番です。土地の所在は宅田町〇〇の田 421 m²で申請人は宅田町の〇〇さんで利用状況は農家住宅です。こちらについては昭和 44 年 12 月 20 日に農地法第 5 条の許可が農業用住宅地として許可されております。許</p>

	<p>可を受けて昭和 49 年に納屋を建築しましたが平成 19 年の能登半島地震で倒壊して現在は建物は取り壊して畑として利用しています。以上となります。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 6 番安 津久人委員よりご意見願います。</p>
安 委員	<p>はい、6 番安です。報告第 16 号非農地証明願について報告します。先日、6 月 22 日に森谷職務代理、岩坂委員、山崎委員、松下代書人、坂出さんで現地を確認してきました。この箇所は宅田町のお寺の斜め向かいにありまして、今ほど説明がありましたが農地法の許可を受けまして建物がありましたが能登半島地震で倒壊しまして、その後片付けまして現在の畑として利用しております。以前に農地転用の許可を受けながら宅地として未登記であり今回住宅を建てるという事で申請上宅地にする必要がありますので非農地証明が必要との事でした。住宅を建設しても以前には作業小屋を建てておりますし、反対側は道路ですので影響はないものと思いますのでよろしく願います。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので【報告第 16 号】を終わります。 次に【報告第 17 号】の農地の形状を変更することについて届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 36 ページをお開きください。報告第 17 号農地改良届出についてです。今月は 1 件です。 1 番です。土地の所在は光浦町〇〇の田 219 m²です。届出者は光浦町の〇〇さんで農地改良理由は、耕作せずに放置している田を畑に転換し畑作を行いたいとの事です。工期は平成 28 年 6 月 8 日から平成 28 年 6 月 30 日で盛土高は 30 cm、施行は〇〇です。 以上 1 筆 219 m²で内訳は田が 219 m²です。以上です。</p>

議 長	はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質問なし)
議 長	それでは【報告第17号】を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」について東委員より報告をお願いします。
東 委 員	(「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」について東委員より報告)
議 長	それでは第6回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

平成28年6月24日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員 17番

署 名 委 員 2番
